

別紙1

大村市体育施設7施設指定管理者管理業務仕様書

大村市体育施設7施設の指定管理者（以下「指定管理者」という。）が行う業務（以下「管理業務」という。）の内容、範囲等は、この仕様書による。

1 趣旨

本仕様書は、大村市体育施設条例に基づく管理業務の内容及び履行方法に規定するものとする。

2 大村市体育施設7施設の管理に関する基本的な考え方

指定管理者は、大村市体育施設7施設を管理するに当たり、次に掲げる項目に沿ってその管理を行うこと。

- (1) 大村市体育施設7施設は、市民の心身の健全な発展及びスポーツの振興を図る施設であるので、その設置理念に基づき一体的かつ総合的な管理を行うこと。
- (2) 特定の個人や団体等に対して、有利又は不利になるような取扱いをしないこと。
- (3) 効率的かつ効果的な管理を行うこと。
- (4) 個人情報の適切な管理を行うこと。

3 施設の概要

(1) 名称及び所在地

名称	所在地	関係条例等
大村市陸上競技場	大村市玖島一丁目15番地	大村市体育施設条例
大村市野球場	大村市玖島一丁目25番地3	
大村市テニスコート	大村市玖島一丁目15番地	
大村市補助グラウンド	大村市玖島一丁目25番地3	
大村市郡中学校運動場夜間照明施設	大村市沖田町69番地	大村市体育施設条例施行規則
大村市森園運動広場	大村市森園町663番地7	
大村市古賀島スポーツ広場	大村市古賀島町595番地2	

(2) 施設の内容

名称	内 容	面積(m ²)
大村市陸上競技場	鉄筋コンクリート造、収容7,000人 4種公認400mトラック、500mジョギングコース、 フィールド 【1階】事務室、シャワー室、トイレ、男女更衣室、倉庫など 【2階】観覧席、放送室 夜間照明設備8基(72灯300ルクス) 開設 昭和27年11月	敷地面積 25,994.80 建築面積 552.00

大村市野球場	鉄筋コンクリート造、収容 8,000 人 軟式用球場（両翼 90m・中堅 115m） 【1階】事務室、本部室、放送室、審判員室、トイレ、男女更衣室、倉庫など 【2階】観覧席 付帯設備 夜間照明設備 6 基（60灯400ルクス） 開設 昭和27年11月	敷地面積 16,826.38 建築面積 268.19
大村市テニスコート	人工芝コート 軟式・硬式兼用コート 4 面 付帯設備 クラブハウス（H6年3月設置）、夜間照明設備17基（72灯） 開設 昭和27年11月	敷地面積 4,318.80 建築面積 78.70
大村市補助グラウンド	土グラウンド 少年野球など 1 面（両翼 83m） 付帯設備 夜間照明設備 6 基（36灯） 開設 昭和27年11月	敷地面積 11,122.51
大村市郡中学校運動場 夜間照明施設	土グラウンド 多目的グラウンド 1 面 付帯設備 夜間照明設備 4 基（26 灯） 開設 昭和54年11月	敷地面積 6,935.00
大村市森園運動広場	土グラウンド ソフトボールコート 2 面 トイレ、倉庫など 付帯設備 夜間照明設備 9 基（86 灯 200 ルクス） 開設 昭和58年3月	敷地面積 12,453.17 建築面積 22.49
大村市古賀島スポーツ広場	人工芝グラウンド サッカー場、多目的広場 各 1 面 大人用バスケットボールコート 1 面 子供用バスケットボールコート 半面 【倉庫棟】管理人室、倉庫、トイレ 【トイレ棟】2 棟（男・女・身障者用） 開設 平成26年4月	敷地面積 33,624.88 建築面積 162.43

(3) 大規模改修の予定

次の施設については、令和 8 年度から大規模改修工事を予定している。

改修工事に伴い施設の休業が見込まれるが、工事期間等の詳細は、現時点では未定。

① 大村市陸上競技場 ② 大村市古賀島スポーツ広場

指定管理料の見積もりについては、「大村市体育文化施設 8 施設指定管理者募集要項」の<9 提案金額>を確認ください。

(4) 施設廃止の予定

指定期間を5年と定めていますが、次の施設については指定期間の中途において施設を廃止する場合があります。

① 郡中学校運動場夜間照明施設

指定管理料の見積もりについては、「大村市体育文化施設8施設指定管理者募集要項」の<9 提案金額>を確認ください。

4 指定管理者が行う管理の基本的事項

(1) 受付時間

窓口受付時間は、午前8時30分から午後9時までとする（大村市体育文化センターの休館日を除く。）。

なお、時間等の変更の必要が生じた場合は、市が決定するものとする。

ただし、窓口受付時間以外の時間であっても、漏水、事故、災害等の緊急対応すべき場合は、常に対処しなければならない。

・受付窓口 大村市体育文化センター スポーツ棟1階事務所
大村市幸町25番地33

(2) 管理業務の一括委託等の禁止

指定管理者は、管理業務の一部委託等についてあらかじめ市による承諾を得た場合を除き、当該管理業務を一括して第三者へ委託し、又は請け負わせることはできない。

また、管理業務の一部を他に委託し、若しくは請け負わせる場合又は物品等を購入する場合は、大村市内に本社、支店、営業所等を有する業者に当該管理業務を委託し、若しくは請け負わせ、又は当該業者から物品等を購入するよう努めるものとする。

(3) 守秘義務

指定管理者は、管理業務を実施するに当たって業務上知り得た内容を、第三者に漏らしたり、自己の利益のために使用してはならない。なお、指定管理期間の終了後も同様とする。

(4) 備品、消耗品等の取扱い

指定管理者に貸し付ける備品等の使用及び保管には十分注意しなければならない。また、指定管理者が自ら購入し、又は搬入し、保管を要する備品等については、指定管理者の所有とする。この場合において、指定管理者は、その購入又は搬入の都度、市に報告するものとし、市と指定管理者との協議により両者が合意した場合、指定管理者は、市又は市が指定するものに対して当該備品等を引き継ぐことができるものとする。

(5) 文書の管理及び保存

指定管理者は、管理業務を実施するに当たって作成し、又は受領した文書等は、適正に管理し、及び保存しなければならない。

なお、指定管理期間の終了後は、市又は市が指定する者に引き継がなければならない。

(6) 環境への配慮

指定管理者は、管理業務を行うに当たっては、次のような環境への配慮に努めることとする。

- ア 省エネルギーの徹底及び温室効果ガスの排出抑制に努めること。
- イ 廃棄物の発生を抑制し、リサイクルの推進及び廃棄物の適正処理に努めること。
- ウ 環境負荷の低減に配慮した物品の購入に努めること（グリーン購入の推進）。

5 開場時間等

名称	開場時間	休場日
大村市陸上競技場	午前7時～午後10時30分	なし
大村市野球場	午前7時～午後10時	なし
大村市テニスコート	午前7時～午後10時	なし
大村市補助グラウンド	午前7時～午後10時30分	なし
大村市郡中学校運動場夜間照明施設	午後7時30分～午後9時	なし
大村市森園運動広場	平日 午後7時30分～午後10時30分 土日祝 午前7時～午後10時30分	なし
大村市古賀島スポーツ広場	3月～8月 午前8時～午後7時 9月～2月 午前8時～午後6時 ただし、園路、駐車場、南側トイレ は午後9時	1月1日から 1月3日及び 12月29日から12月31日

※ 指定管理者が特に必要があると認めるときは、市長の承認を得て、これらを変更することができる。

6 指定管理者が行う管理業務

- (1) 大村市体育施設7施設の利用に関すること。
 - ア 利用の問合せに関する業務
 - イ 施設の案内業務
 - ウ 利用者に関する帳票等の保管及び管理に関する業務
 - エ 使用料の徴収に関する業務
 - オ 利用者に関する実態把握調査の実施
 - カ 荒天等により使用できなかった場合の使用料の返還に関する業務
- (2) 大村市体育施設7施設の利用の許可に関すること。
 - ア 使用許可申請書の受付業務
 - イ 使用許可書の交付業務
- (3) 大村市体育施設7施設の維持管理に関すること。
 - ア 施設の清掃業務
 - イ 設備の保守点検
 - ① 高圧受電設備の保守点検
 - ② 夜間照明設備の保守点検
 - ③ その他付属設備の保守点検

- ウ 施設の小修繕
 - エ 敷地内の草刈及び植木の剪定業務
 - オ 敷地内の芝の維持管理業務及び使用時の指導・監督業務
- (4) 大村市体育施設 7 施設の利用者の安全確保等に関すること。
- ア 利用者の安全確保に関する業務
 - イ 利用者の要望、相談及び苦情に関する処理
- (5) その他の業務に関すること。
- ア 施設運営に関する経理業務
 - イ 備品（ニュースポーツ用品の貸出業務を含む。）の善良な管理及びその管理状況の報告
 - ウ 実績報告書の作成及び市の指示する管理に関する資料の作成
 - エ 指定期間満了時に業務の引継ぎに関する業務
 - オ 職員に対する指導及び研修の実施
 - ① 緊急時対策及び防犯・防災対策に関する指導及び研修
 - ② 施設の運営管理に関する指導及び研修
 - カ 施設の設置目的の範囲内において行う自主事業の計画及び実施

※ 大村市古賀島スポーツ広場の管理事務所には、利用者対応等のため、常駐従事員を配置させるものとする。

7 モニタリング

市は、管理業務の円滑な運営を確保するため、管理業務の実施状況を把握するモニタリングを実施する。

市は、指定管理者が管理の基準や事業計画に示された管理業務等において、基準を満たしていないと認める場合は、指定管理者の管理運営状況を把握するため、必要に応じて監視、指導、改善その他の必要な指示を行い、指定管理者がこれに従わないときは、管理業務の停止又は指定の取消しを行うことがある。

(1) 利用者アンケートの実施

指定管理者は、サービスの向上などの効果があったかどうかを厳正に評価し、検証する観点から、利用者アンケート等により、意見、苦情等を聴取し、その結果及び管理業務改善への反映状況について市に報告するものとする。

(2) 指定管理者による自己評価

指定管理者は、管理業務について業務計画との整合が取れているかどうか等の自己評価を行い、事業計画とのかい離がある場合は、早期に原因究明を行い、対策を講じなければならない。

8 事業報告書等の提出

指定管理者は、管理業務の適正を期するため、毎月及び毎年度終了後、市が指定する日までに、管理業務の実施結果及び収支結果その他の管理業務の全般的な履行状況を記載した事業報告書等を提出するものとする。

9 突発的事故等に関すること

(1) 時間外、休日等の体制

指定管理者は、時間外、休日等における緊急修繕、災害、事故等に対応する

ため、連絡体制を十分に整備しておかなければならない。

(2) 突発的事故等への対応

指定管理者は、突発的事故等が発生した場合、直ちに現地調査を実施し、利用者の安全確保を図るとともに、市に報告しなければならない。また、危険箇所については、被害拡大防止のため応急措置も行わなければならない。特に、火災、台風等により被害が大きい場合は、常に市との連携を行い、市の指示に従うものとする。

(3) 予防措置

ア 消防訓練等

指定管理者は、日頃から消火設備の点検及び整備を行い、職員の防災教育を実施することで、防災に対する意識及び体制の向上を図るものとする。また、避難経路の確保状況、可燃物の放置状況等を点検するものとする。

イ 台風等への事前対応

指定管理者は、台風等があらかじめ予測される場合においては、事前に施設等を点検し、予防措置を講じなければならない。

10 災害時の対応について

指定管理者は、大村市内での地震、風水害その他の災害発生時における市による大村市古賀島スポーツ広場への避難所等の開設及び利用並びに市への協力等に関する、市との間で「大村市古賀島スポーツ広場災害時等における施設利用の協力に関する協定」を締結し、災害の発生時には当該協定に基づき適切に対応しなければならない。

11 管理経費等

(1) 委託料

市は、必要と認める管理経費に相当する金額を委託料として支払うものとする。ただし、当該年度の予算額を限度とする。

なお、委託料は、分割して支払うものとする。

(2) 管理経費

大村市体育施設 7 施設の管理に係る経費は、委託料をもって充てるものとする。ただし、大規模修繕等に係る経費及び不測の事態に係る経費については、管理経費に含まないものとする。

(3) 施設賠償責任保険への加入

損害賠償責任が生じたことによる損害については、市が加入している施設賠償責任保険において対応するが、指定管理者が自主事業を運営する場合は、その運営上もたらされる賠償責任は、指定管理者が負うものとし、指定管理者が加入する賠償責任保険において対応する。

なお、その保険料は、指定管理者の負担とする。

〈参考〉市の施設賠償責任保険内容（支払限度額）

ア 身体賠償 1名につき 1億円、1事故につき 10億円

イ 財物賠償 1事故につき 2,000 万円

ウ 免責金額 なし

12 施設管理運営に伴う人員確保について

- (1) 法令等に定めがある場合、当該定められた人員を配置すること。
- (2) 施設の特性を考慮し、利用者の安全及び利便性を損なうことがないよう、適正な職員を配置すること。

13 立入検査について

市は必要に応じ、施設、物品、各種帳簿等及び管理運営の実施について検査を行うものとし、指定管理者は合理的な理由なく、これを拒否できないものとする。

14 自主事業

指定管理者は、6に規定する管理業務のほか、大村市体育施設7施設の本来の効用を高めるため指定管理者自らが企画した事業を行うことができる。この場合において、指定管理者は、事前に市長の承認を得なければならない。

15 協議

指定管理者は、この仕様書に規定するもののほか、管理業務の内容及び処理について、疑義が生じた場合は、大村市と協議して決定するものとする。